

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		利子補給の可否の決定
根拠法令及び条項		新座市中小企業融資利子補給規則第5条 前条の規定による申請があつた場合には、速やかに可否を決定し、申請者に対し利子補給交付決定通知書又は利子補給不適格通知書により通知するものとする。
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	新座市中小企業融資利子補給規則第2条から第4条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定の理由： 利子補給の決定に係る申込者の資格・申込方法等については、本規則の中に具体的に定められており、改めて審査基準を設定する必要がないため。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）